

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称) 鹿児島県南九州市知覧町
風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和 2 年 9 月 3 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称) 鹿児島県南九州市知覧町風力発電事業 環境影響評価方法書について、日立サステナブルエナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：鹿児島県南九州市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大 23,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成 31 年 2 月 14 日
環境大臣意見受理	平成 31 年 4 月 19 日
経済産業大臣意見発出	令和 元年 5 月 7 日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2 年 2 月 3 日
住民意見の概要等受理	令和 2 年 5 月 11 日
鹿児島県知事意見受理	令和 2 年 8 月 11 日
経済産業大臣勧告発出	令和 2 年 9 月 3 日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、江藤
電話 03-3501-1742 (直通)

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称)鹿児島県南九州市知覧町風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業計画では、風力発電設備及び附帯設備（以下、「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺は、サシバ等の鳥類の主要な渡り経路になっている可能性があることから、調査地点数を検討するなどして、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 風力発電設備等の設置に伴う森林伐採により、哺乳類等の動物の行動、生息地の利用状況の変化や植生の変化等による影響が考えられるため、定点センサスの調査点等について検討を行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(鹿児島県知事からの意見書の写しを添付)